

第1章 まちづくりの基本理念

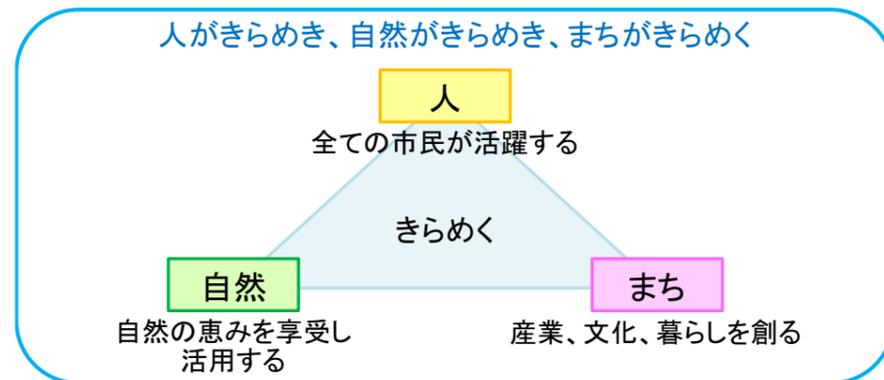
まちづくりの基本理念は、本市が目指すまちづくりの根本的な考え方を示すものです。
本市では、次の3つの基本理念のもとにまちづくりを進めることとします。

1 人・自然・まちきらめく

国際化の進展や社会の成熟化・価値観の多様化、少子高齢化と人口減少の進行、高度情報化の進展、安全・安心への意識の高まり、国と地方の財政危機などの大きな課題が顕在化してきており、本市はこれまでに無い転換期を迎えています。

このような転換期にあつて、本市がこれまで培ってきたものを受け継ぎながら、子どもから大人まで、全ての人がこの地に住む幸せを実感してきらめき（活躍し）、自然の恵みを活かし、暮らしやすいまちを創りだす、新しい時代を拓くまちづくりを目指します。

■「人・自然・まちきらめく」イメージ



2 知行創造

本市はこれまで「日本陽明学の祖・中江藤樹^{注7}」が重んじた「知行合一^{注8}」の教えを受け継ぎ、市民一人一人が知識を得て実践に移していくまちを目指して歩んできました。

今後も、「知行合一」の実学の歴史・伝統を受け継ぎながら、市民一人一人が生涯を通して学び・成長することにより、人口減少の抑制、新たな産業の創出、子育て環境の充実、安全・安心の確保など、まちづくりの課題解決を図っていきます。

そのために、子どもから大人までの多様な学びを通して行動を起こし、新たに創造する「知行創造」（知識と行動から創造する）のまちづくりを目指します。

第1章 まちづくりの基本理念

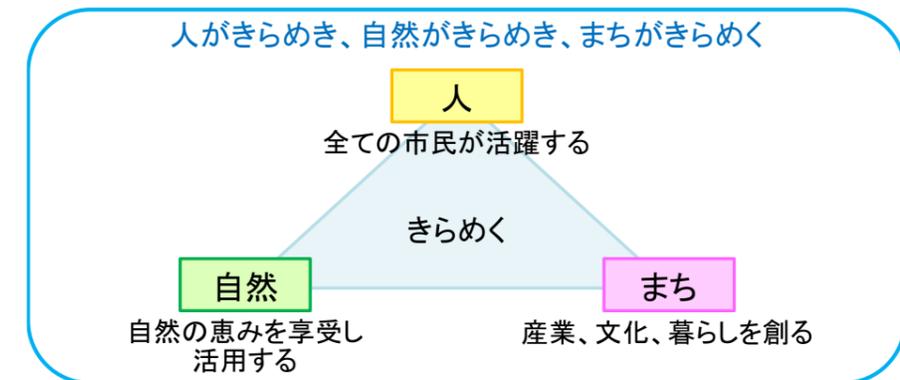
まちづくりの基本理念は、本市が目指すまちづくりの根本的な考え方を示すものです。
本市では、次の3つの基本理念のもとにまちづくりを進めることとします。

1 人・自然・まちきらめく

国際化の進展や社会の成熟化・価値観の多様化、少子高齢化と人口減少の進行、**デジタル化**の進展、安全・安心への意識の高まり、国と地方の財政危機などの大きな課題が顕在化してきており、本市はこれまでに無い転換期を迎えています。

このような転換期にあつて、本市がこれまで培ってきたものを受け継ぎながら、子どもから大人まで、全ての人がこの地に住む幸せを実感してきらめき（活躍し）、自然の恵みを活かし、暮らしやすいまちを創りだす、新しい時代を拓くまちづくりを目指します。

■「人・自然・まちきらめく」イメージ



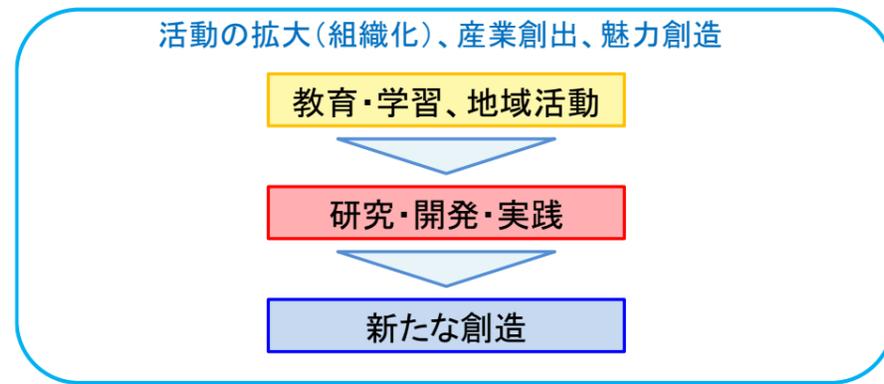
2 知行創造

本市はこれまで「日本陽明学の祖・中江藤樹^{注7}」が重んじた「知行合一^{注8}」の教えを受け継ぎ、市民一人一人が知識を得て実践に移していくまちを目指して歩んできました。

今後も、「知行合一」の実学の歴史・伝統を受け継ぎながら、市民一人一人が生涯を通して学び・成長することにより、人口減少の抑制、新たな産業の創出、子育て環境の充実、安全・安心の確保など、まちづくりの課題解決を図っていきます。

そのために、子どもから大人までの多様な学びを通して行動を起こし、新たに創造する「知行創造」（知識と行動から創造する）のまちづくりを目指します。

■「知行創造」イメージ



注7 なかえとうじゅ 中江藤樹：近江国（現在の滋賀県）出身の江戸時代初期の陽明学者。大洲藩に藩士として仕える。

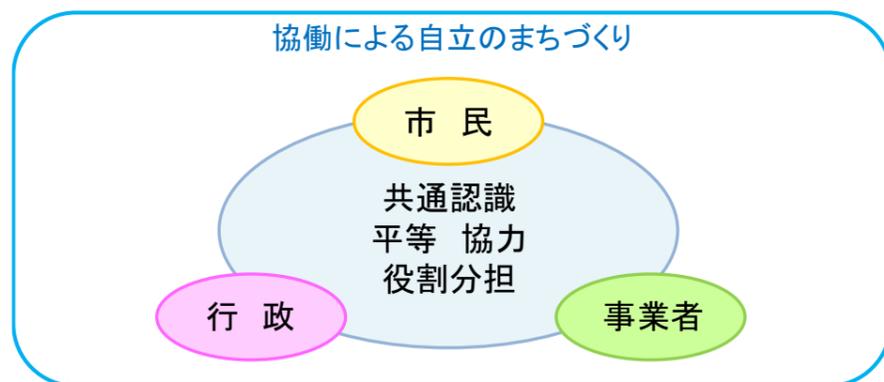
注8 ちこうごういつ 知行合一：陽明学の命題のひとつであり、知識と行動は本来ひとつのものであって離れるべきではなく、知れば必ず行えるのであり、行ってこそ初めて知ったことになるという教え。

3 自立と協働

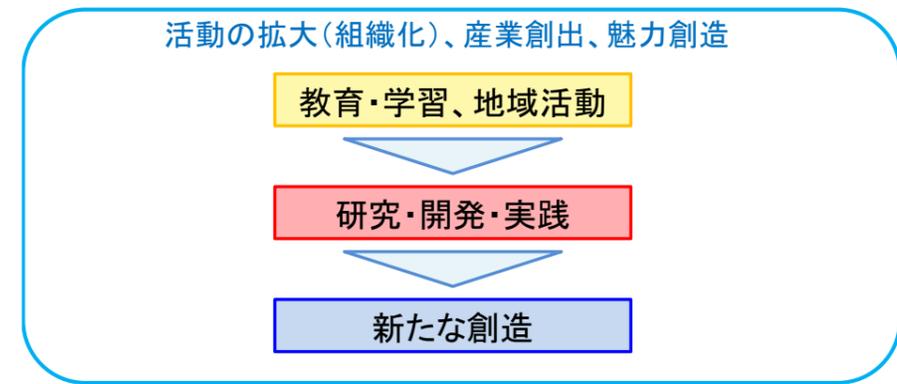
国から地方への権限移譲が進められており、地方が自立してまちづくりを進める地方分権がまさに実行段階を迎えた現代では、市民をはじめ各分野の団体・事業者・行政などの協働や異業種間での連携による取組が不可欠です。

みんなが「市民総参加」の意識を持ち、地域の課題や目標を共通認識できるように努め、協働により自立したまちづくりを目指します。

■「自立と協働」イメージ



■「知行創造」イメージ



注7 なかえとうじゅ 中江藤樹：近江国（現在の滋賀県）出身の江戸時代初期の陽明学者。大洲藩に藩士として仕える。

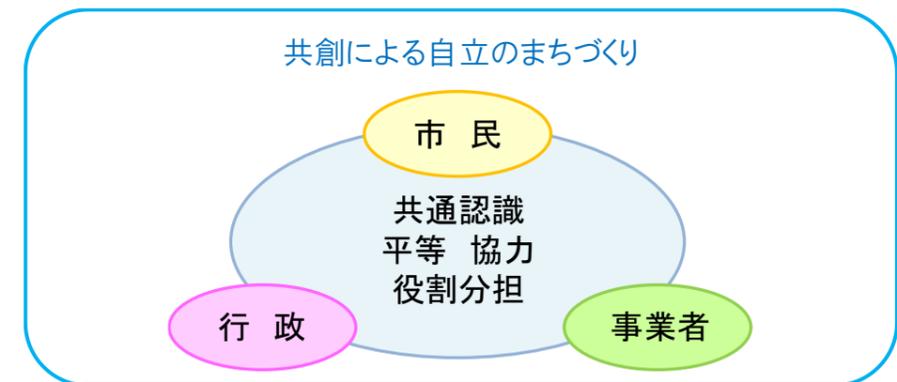
注8 ちこうごういつ 知行合一：陽明学の命題のひとつであり、知識と行動は本来ひとつのものであって離れるべきではなく、知れば必ず行えるのであり、行ってこそ初めて知ったことになるという教え。

3 自立と共創

国から地方への権限移譲が進められており、地方が自立してまちづくりを進める地方分権がまさに実行段階を迎えた現代では、市民をはじめ各分野の団体・事業者・行政などの共創や異業種間での連携による取組が不可欠です。

みんなが「市民総参加」の意識を持ち、地域の課題や目標を共通認識できるように努め、共創により自立したまちづくりを目指します。

■「自立と共創」イメージ



第2章 まちづくりの将来像

第1節 将来像

『人・自然・まちきらめく』、『知行創造』、『自立と協働』の3つのまちづくりの基本理念を受けて、本市が目指す将来像を以下のように定めます。

きらめくおおず
～みんな輝く肱川流域のまち～

「きらめくおおず」は、主体的に学び実践を通して新たに創造する“知行創造”の精神のもと、“自立と協働”のまちづくりに取り組み、豊かな自然に囲まれて暮らす市民一人一人が幸せを実感し“きらめく”ことにより、本市全体が“きらめく”未来の姿を表しています。

本市はこれまで、清流・肱川を中心に、それぞれの地域で育まれてきた歴史・文化、豊かな自然、美しい町並みなどを活かしながら、市民一人一人・地域と地域がともに支えあってまちづくりに取り組んできました。

これからも、市民や行政など多様な主体が積極的に行動し、地域の個性に磨きをかけるとともに、肱川でつながる流域のまちとして、互いを高めあいながら“みんなが輝く”ことにより、さらなる魅力の向上を目指します。

このような考え方のもと、「きらめくおおず ～みんな輝く肱川流域のまち～」を将来像として掲げます。

第2章 まちづくりの将来像

第1節 将来像

『人・自然・まちきらめく』、『知行創造』、『自立と共創』の3つのまちづくりの基本理念を受けて、本市が目指す将来像を以下のように定めます。

きらめくおおず
～みんな輝く肱川流域のまち～

「きらめくおおず」は、主体的に学び実践を通して新たに創造する“知行創造”の精神のもと、“自立と共創”のまちづくりに取り組み、豊かな自然に囲まれて暮らす市民一人一人が幸せを実感し“きらめく”ことにより、本市全体が“きらめく”未来の姿を表しています。

本市はこれまで、清流・肱川を中心に、それぞれの地域で育まれてきた歴史・文化、豊かな自然、美しい町並みなどを活かしながら、市民一人一人・地域と地域がともに支えあってまちづくりに取り組んできました。

これからも、市民や行政など多様な主体が積極的に行動し、地域の個性に磨きをかけるとともに、肱川でつながる流域のまちとして、互いを高めあいながら“みんなが輝く”ことにより、さらなる魅力の向上を目指します。

このような考え方のもと、「きらめくおおず ～みんな輝く肱川流域のまち～」を将来像として掲げます。

第2節 人口の目標

1 将来人口の予測

本市の人口は、昭和40年頃には60,000人を超えていたものの、平成27(2015)年の国勢調査によると、44,086人まで減少しています。社人研の推計をもとにすると、本市の人口は、本計画の目標期間である平成38(2026)年には37,320人になると予測されます。

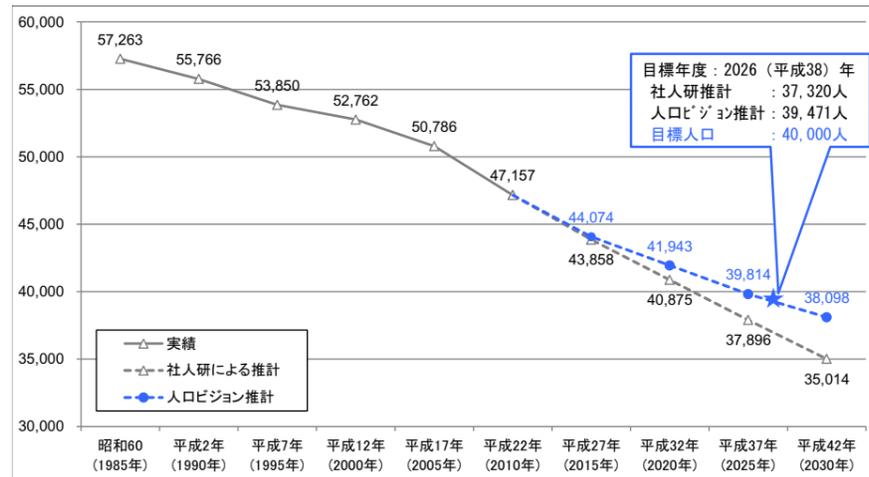
2 目標人口

このような人口減少傾向が予測される中、本市は、平成27年度に人口減少の克服に向けた指針となる「大洲市人口ビジョン」、「大洲市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。

今後は、本計画に掲げる施策と「大洲市まち・ひと・しごと創生総合戦略」などに掲げる各種施策(雇用の創出、子育て支援の充実、快適な住環境の整備など)の連携を図りながら、これらの施策を確実に実施し着実な成果をあげることで、四国西南地域の中核都市を目指し、平成38(2026)年の目標人口を「40,000人」とします。

目標人口 平成38(2026)年 “40,000人”

■将来人口推計



注9 大洲市人口ビジョンを基に作成。人口ビジョンでは、平成72(2060)年までの人口推計を行い、平成72(2060)年の目標人口を掲げている。なお、平成22(2010)年人口を基準人口として推計しているため、平成27(2015)年人口の推計値は、国勢調査の結果(44,086人)と一致しない。

第2節 人口の目標

1 将来人口の予測

本市の人口は、昭和40年頃には60,000人を超えていたものの、平成27(2015)年の国勢調査によると、44,086人まで減少しています。社人研の推計をもとにすると、本市の人口は、本計画の目標期間である令和8(2026)年には37,320人になると予測されます。

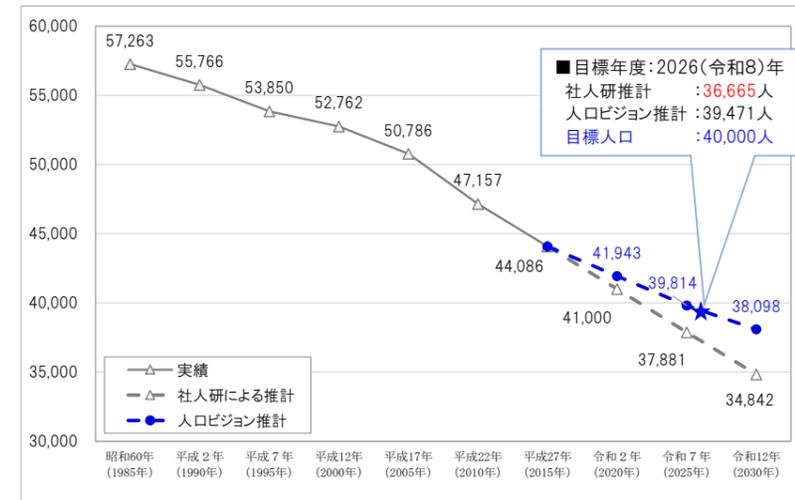
2 目標人口

このような人口減少傾向が予測される中、本市は、平成27年度に人口減少の克服に向けた指針となる「大洲市人口ビジョン」、令和2年3月には「第2期大洲市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、人口減少対策や地方創生などに取り組んでいるところです。

今後は、本計画に掲げる施策と「第2期大洲市まち・ひと・しごと創生総合戦略」などに掲げる各種施策(雇用の創出、子育て支援の充実、快適な住環境の整備など)の連携を図りながら、これらの施策を確実に実施し着実な成果をあげることで、四国西南地域の中核都市を目指し、令和8(2026)年の目標人口を「40,000人」とします。

目標人口 令和8(2026)年 “40,000人”

■将来人口推計



注9 平成27(2015)年までは、国勢調査の実績を示している。
 大洲市人口ビジョンでは、平成22(2010)年の人口を基準に、令和42(2060)年までの人口推計を行い、令和42(2060)年の目標人口を掲げている。
 社人研による推計は、「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」による公表値(平成27(2015)年を基準とした推計)を示している。
 なお、大洲市人口ビジョン推計及び社人研による推計は、令和2(2020)年の国勢調査の結果(40,566人(速報値))とは一致しない。

第3節 土地利用基本構想

1 土地利用の理念

土地は、生活及び生産などの基盤となる全市民共通の財産です。関係法令や関連計画との整合を図りながら、以下に掲げる3点を基本理念として総合的な土地利用を進めます。

土地利用の理念	①肱川をはじめとした自然との共生 ②文化的生活を営むための拠点の形成 ③人口減少に対応するコンパクトなまちづくり
---------	--

2 土地利用の基本方針

土地利用を「ゾーン」や「地域拠点」、「軸」に区分し、それぞれの方針を示します。

(1) ゾーン

地勢的特徴や土地利用現況から4つのゾーンを設定し、めりはりのある土地利用を図ります。

①森林ゾーン

対象：平地の外縁部から山間部に至るまとまった耕地の少ない地域

木材生産機能や水源涵養機能の維持・増進に努めるとともに、本市の特産品である「乾しいたけ」や「乾たけのこ」の生産の場として、また、動植物の生息環境として、適切な保全を図ります。

また、アウトドアやレクリエーションの場としての活用など、森林の持つ多面的機能の活用を図ります。

②河川・湖沼・海岸ゾーン

対象：肱川とその支流、伊予灘や沿岸部

肱川とその支流や鹿野川湖、伊予灘の水辺における環境や景観の保全と、防災機能の向上を図ります。

また、肱川やその周辺地域を活用したレクリエーション機能の向上、「肱川あらし」を活用した地域振興など、肱川を中心として、各地域の特性を活かしたまちづくりを推進します。

第3節 土地利用基本構想

1 土地利用の理念

土地は、生活及び生産などの基盤となる全市民共通の財産です。関係法令や関連計画との整合を図りながら、以下に掲げる3点を基本理念として総合的な土地利用を進めます。

土地利用の理念	①肱川をはじめとした自然との共生 ②文化的生活を営むための拠点の形成 ③人口減少に対応するコンパクトなまちづくり
---------	--

2 土地利用の基本方針

土地利用を「ゾーン」や「地域拠点」、「軸」に区分し、それぞれの方針を示します。

(1) ゾーン

地勢的特徴や土地利用現況から4つのゾーンを設定し、めりはりのある土地利用を図ります。

①森林ゾーン

対象：平地の外縁部から山間部に至るまとまった耕地の少ない地域

木材生産機能や水源涵養機能の維持・増進に努めるとともに、本市の特産品である「乾しいたけ」や「乾たけのこ」の生産の場として、また、動植物の生息環境として、適切な保全を図ります。

また、アウトドアやレクリエーションの場としての活用など、森林の持つ多面的機能の活用を図ります。

②河川・湖沼・海岸ゾーン

対象：肱川とその支流、伊予灘や沿岸部

肱川とその支流や鹿野川湖、伊予灘の水辺における環境や景観の保全と、防災機能の向上を図ります。

また、肱川やその周辺地域を活用したレクリエーション機能の向上、「肱川あらし」を活用した地域振興など、肱川を中心として、各地域の特性を活かしたまちづくりを推進します。

③集落・農地ゾーン

対象：既存集落やまとまりのある農地とその周辺

農業と連携した観光振興、農村景観の保全と活用などに努めるとともに、農村集落での住環境整備を図ります。

また、優良農地の保全に努め、米や野菜、果樹、畜産などの生産の維持・振興を図ります。

④市街地ゾーン

対象：都市計画用途地域を中心とした既存市街地とその周辺

人口減少や社会情勢の変化を踏まえ、市街地の適正な規模を維持しながら、住宅地や商業地、工業地など、適切な土地利用の実現を図ります。

住宅地では、建築制限の適正化と基盤整備の充実などにより、良好な住環境の保全・形成を図ります。

商業地では、地域特性に応じた商業機能の誘致や既存商業の維持に努め、商業集積地の魅力向上を図ります。

長浜地域の臨海工業団地や東大洲の企業用地については、遊休地の有効活用と企業誘致を推進します。

(2) 地域拠点

市役所や各支所の周辺を地域拠点と位置付け、市民の生活を支える拠点の構築を図ります。

①大洲地域拠点

対象：大洲市役所から大洲インターチェンジまでの市街地一帯

本市の中心地として、生産・商業・流通などの機能強化や住環境の向上、防災機能の強化に努め、四国西南地域の玄関口としてふさわしい市街地の形成を図ります。

また、歴史的町並みが残る肱南地区から肱北地区にかけての中心市街地においては、行政・文化機能と観光機能の充実、町並みの保存と活用、商店街の活性化などを重点的に推進します。

②長浜地域拠点

対象：長浜支所周辺

長浜支所を中心に、行政・文化機能や公共施設などの維持・充実、防災対策の強化、生活環境の整備、商店街や身近な商業の維持対策などを図ります。

また、長浜港を中心とする地域については、県とともに港湾施設の整備・活用を進めながら、海の流通拠点化と都市機能の強化を推進します。

③集落・農地ゾーン

対象：既存集落やまとまりのある農地とその周辺

農業と連携した観光振興、農村景観の保全と活用などに努めるとともに、農村集落での住環境整備を図ります。

また、優良農地の保全に努め、米や野菜、果樹、畜産などの生産の維持・振興を図ります。

④市街地ゾーン

対象：都市計画用途地域を中心とした既存市街地とその周辺

人口減少や社会情勢の変化を踏まえ、市街地の適正な規模を維持しながら、住宅地や商業地、工業地など、適切な土地利用の実現を図ります。

住宅地では、建築制限の適正化と基盤整備の充実などにより、良好な住環境の保全・形成を図ります。**また、災害の危険性が高いエリアにおいては、警戒避難体制の強化などに努めるとともに、長期的な視点のもと、安全なエリアへの居住の誘導を図るなどにより、居住地の安全性向上を図ります。**

商業地では、地域特性に応じた商業機能の誘致や既存商業の維持に努め、商業集積地の魅力向上を図ります。

長浜地域の臨海工業団地や東大洲の企業用地については、遊休地の有効活用と企業誘致を推進します。

(2) 地域拠点

市役所や各支所の周辺を地域拠点と位置付け、市民の生活を支える拠点の構築を図ります。

①大洲地域拠点

対象：大洲市役所から大洲インターチェンジまでの市街地一帯

本市の中心地として、生産・商業・流通などの機能強化や住環境の向上、防災機能の強化に努め、四国西南地域の玄関口としてふさわしい市街地の形成を図ります。

また、歴史的町並みが残る肱南地区から肱北地区にかけての中心市街地においては、行政・文化機能と観光機能の充実、町並みの保存と活用、商店街の活性化などを重点的に推進します。

②長浜地域拠点

対象：長浜支所周辺

長浜支所を中心に、行政・文化機能や公共施設などの維持・充実、防災対策の強化、生活環境の整備、商店街や身近な商業の維持対策などを図ります。

また、長浜港を中心とする地域については、県とともに港湾施設の整備・活用を進めながら、海の流通拠点化と都市機能の強化を推進します。

③肱川地域拠点

対象：肱川支所周辺

肱川支所を中心に、行政・文化機能や公共施設などの維持・充実、防災対策の強化、生活環境の整備、道の駅の活性化と商店街の維持対策などを図ります。

また、鹿野川ダムの機能強化と維持管理、山鳥坂ダムの整備を進めるとともに、ダム周辺における地域活性化策を国・県とともに推進します。

④河辺地域拠点

対象：河辺支所周辺

河辺支所を中心に、行政・文化機能や公共施設などの維持・充実、防災対策の強化、生活環境の整備などを図ります。

また、河辺ふるさとの宿や周辺施設の利用促進と都市住民に提供できる特産品の開発などの地域活性化を推進します。

(3) 軸

主要幹線道路や鉄道、河川を軸と位置付け、本市と他市町との連携及び地域間での連携強化を図ります。

①肱川流域連携軸

対象：肱川、河辺川、JR予讃線、国道197号、(主)大洲長浜線、
(主)長浜中村線、(主)小田河辺大洲線

肱川及び河辺川に沿った4つの地域拠点を結ぶ連携軸として、地域間の連携強化を図ります。

②広域連携軸

対象：四国縦貫自動車道、四国横断自動車道、JR予讃線・内子線、
大洲・八幡浜自動車道(整備区間及び計画区間)、国道56号・197号・378号

広域交通の骨格となる連携軸として、市内外さらには県外との連携強化を図ります。

③地域連携軸

対象：その他の主要な道路

地域交通の骨格となる連携軸として、周辺市町との連携や市内各地域との連携強化を図ります。

③肱川地域拠点

対象：肱川支所周辺

肱川支所を中心に、行政・文化機能や公共施設などの維持・充実、防災対策の強化を図るため複合公共施設を整備し、生活環境の整備、道の駅の活性化と商店等の維持対策などを図ります。なお、肱川地域は、平成30年豪雨による被害を受けたことから、迅速な復興事業を進めています。

また、山鳥坂ダムの整備を進めるとともに、鹿野川ダムを含めたダム周辺における地域活性化策を国・県とともに推進します。

④河辺地域拠点

対象：河辺支所周辺

河辺支所を中心に、行政・文化機能や公共施設などの維持・充実、防災対策の強化、生活環境の整備などを図ります。

また、河辺ふるさとの宿や周辺施設の利用促進と都市住民に提供できる特産品の開発などの地域活性化を推進します。

(3) 軸

主要幹線道路や鉄道、河川を軸と位置付け、本市と他市町との連携及び地域間での連携強化を図ります。

①肱川流域連携軸

対象：肱川、河辺川、JR予讃線、国道197号、(主)大洲長浜線、
(主)長浜中村線、(主)小田河辺大洲線

肱川及び河辺川に沿った4つの地域拠点を結ぶ連携軸として、地域間の連携強化を図ります。

②広域連携軸

対象：四国縦貫自動車道、四国横断自動車道、JR予讃線・内子線、
大洲・八幡浜自動車道(整備区間及び計画区間)、国道56号・197号・378号

広域交通の骨格となる連携軸として、市内外さらには県外との連携強化を図ります。

③地域連携軸

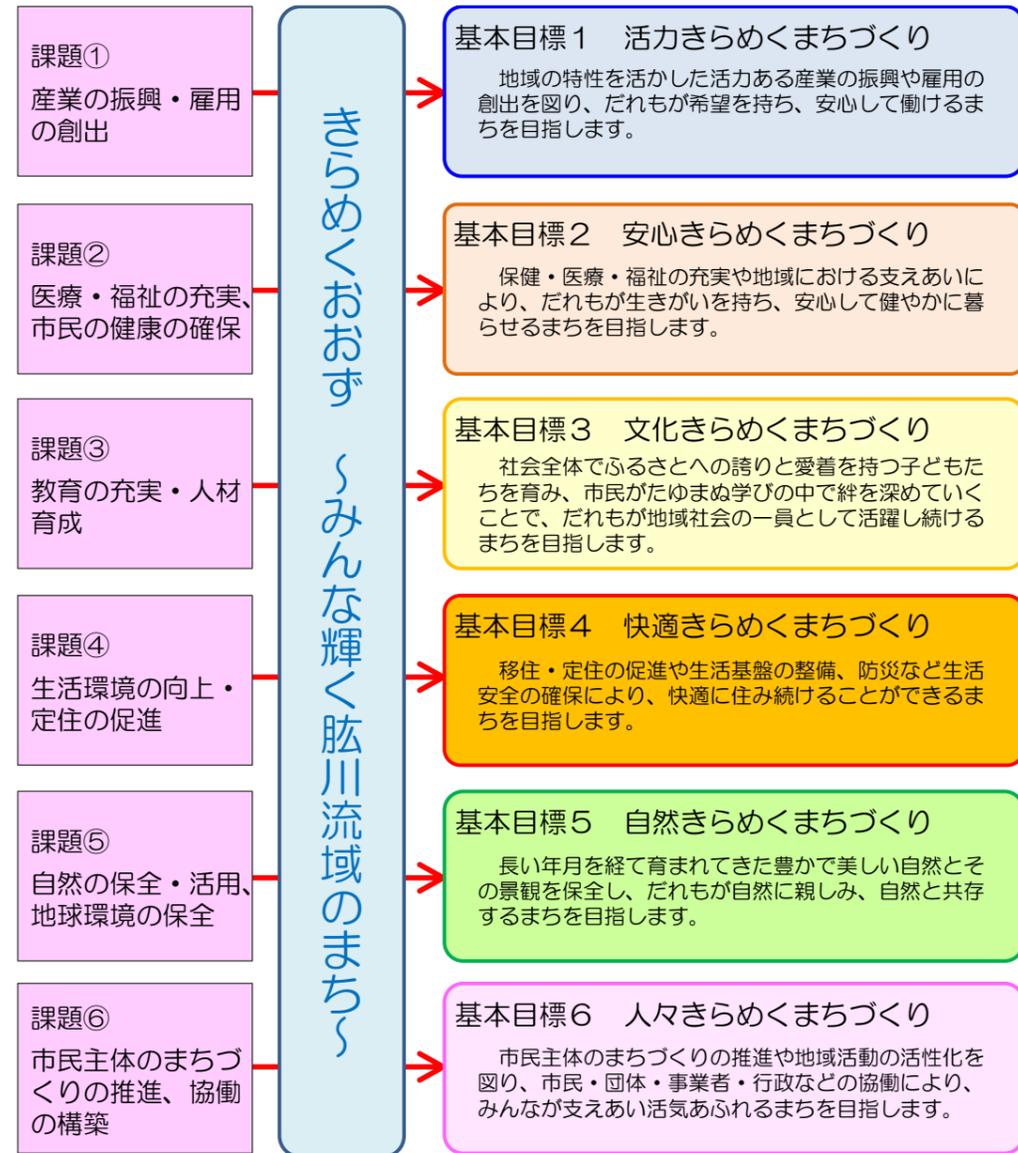
対象：その他の主要な道路

地域交通の骨格となる連携軸として、周辺市町との連携や市内各地域との連携強化を図ります。

第3章 基本目標と施策の大綱

第1節 まちづくりの基本目標

まちづくりの課題を解決し、将来像である「きらめくおおず ～みんな輝く肱川流域のまち～」を実現するため、以下の6つのまちづくりの基本目標を設定します。



第3章 基本目標と施策の大綱

第1節 まちづくりの基本目標

まちづくりの課題を解決し、将来像である「きらめくおおず ～みんな輝く肱川流域のまち～」を実現するため、以下の6つのまちづくりの基本目標を設定します。



第2節 総合計画とSDGsの関係性

SDGsは、誰もが安心して暮らせる地域の実現を目指すものであり、総合計画で掲げる将来都市像を実現するための「持続可能なまちづくり」の目標としても捉えることができます。そのため、本市では、総合計画の基本計画の施策の大綱とSDGsの17の目標との関連を示し、各施策の推進を図ることにより、SDGsの達成につなげていきます。

なお、SDGsの達成に向けて自治体レベルで取り組むためのガイドラインとして発行されている「私たちのまちにとってのSDGs（持続可能な開発目標）—導入のためのガイドライン—」（一般財団法人 建築環境・省エネルギー機構）では、それぞれの目標に対して、自治体行政の果たし得る役割が、以下のように整理されています。

目標	自治体行政の果たし得る役割
	1. 貧困をなくそう 自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において、すべての市民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められています。
	2. 飢餓をゼロに 自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。
	3. すべての人に健康と福祉を 住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが住民の健康状態を維持・改善に必要であるという研究も報告されています。
	4. 質の高い教育をみんなに 教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。
	5. ジェンダー平等を実現しよう 自治体による女性や子供等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。
	6. 安全な水とトイレを世界中に 安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。
	7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに 公共建築物に対して率先して省エネや再エネ利用を推進したり、住民が省/再エネ対策を推進するのを支援する等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源利用のアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。

 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>8. 働きがいも経済成長も 自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。</p>
 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p>9. 産業と技術革新の基盤をつくろう 自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。</p>
 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>10. 人や国の不平等をなくそう 差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。</p>
 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>11. 住み続けられるまちづくりを 包摂的で、安全、レジリエント（強靱）で持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。</p>
 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p>12. つくる責任 つかう責任 環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには市民一人一人の意識や行動を見直す必要があります。省エネや3Rの徹底など、市民対象の環境教育などを行うことで自治体はこの流れを加速させることが可能です。</p>
 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	<p>13. 気候変動に具体的な対策を 気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。</p>
 <p>14 海の豊かさを守ろう</p>	<p>14. 海の豊かさを守ろう 海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因していると言われています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。</p>
 <p>15 陸の豊かさを守ろう</p>	<p>15. 陸の豊かさを守ろう 自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。</p>
 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<p>16. 平和と公正をすべての人に 平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。</p>
 <p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p>	<p>17. パートナリシップで目標を達成しよう 自治体は公的/民間セクター、市民、NGO/NPOなどの多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。</p>

第2節 基本目標と施策の大綱

基本目標1：活力きらめくまちづくり

地域の特性を活かした活力ある産業の振興や雇用の創出を図り、だれもが希望を持ち、安心して働けるまちを目指します。

施策の大綱	施 策
1-1 農林水産業の振興	1 農業の振興 2 林業の振興 3 水産業の振興
1-2 商工業の振興	4 商工業の振興
1-3 観光業の振興	5 観光業の振興

施策の大綱1-1 農林水産業の振興

安全・安心・高品質な農林水産物の生産振興や生産組織・担い手の育成を図るとともに、経営体制の革新を促進することにより、農林水産業の持続的発展を目指します。

また、農林水産業・商工業・観光業の多分野連携、事業者・各種団体との連携により、6次産業化を推進するとともに、大洲産の農林水産物のブランド化を図り、「おおずブランド」の確立と農林水産業の所得の増大を目指します。

第3節 基本目標と施策の大綱

基本目標1：活力きらめくまちづくり

地域の特性を活かした活力ある産業の振興や雇用の創出を図り、だれもが希望を持ち、安心して働けるまちを目指します。

施策の大綱	施 策
1-1 農林水産業の振興	1 農業の振興 2 林業の振興 3 水産業の振興
1-2 商工業の振興	4 商工業の振興
1-3 観光業の振興	5 観光業の振興

施策の大綱1-1 農林水産業の振興



「食料・農業・農村基本計画」や「森林・林業基本計画」などに基づき、安全・安心・高品質な農林水産物の生産振興や生産組織・担い手の育成を図るとともに、経営体制の革新を促進することにより、農林水産業の持続的発展を目指します。また、海・山・川など自然環境の保護・保全に向けた取組を進めていきます。

さらに、農林水産業・商工業・観光業の多分野連携、事業者・各種団体との連携により、6次産業化を推進するとともに、大洲産の農林水産物のブランド化を図り、「おおずブランド」の確立と農林水産業の所得の増大を目指します。

施策の大綱1-2 商工業の振興

地場産業の振興や企業誘致の推進、創業の支援により、地域産業の活性化を目指します。また、市民生活に密着した店づくりや魅力ある商店街づくりのための環境整備を図り、地域の特性を活かした商店街の活性化に努めます。

さらに、商工業・農林水産業・観光業の多分野連携により、「おおずブランド」商品の開発を促進するとともに、マーケティング力の向上や物流機能の強化など、「おおずブランド」を全国展開する仕組みづくりに努め、地域産業全体の活性化を目指します。

これらの取組を通じて、雇用の安定化、就業機会の確保、就労環境の改善などに努めることにより、若者などの定住促進につなげていきます。

施策の大綱1-3 観光業の振興

「うかい」や「いもたき」などの観光行事、「臥龍山荘」や「大洲城」、「明治の家並み」、「長浜大橋」、「鹿野川湖」、「屋根付き橋」などの観光資源の持つ魅力を最大限に発揮しながら、多様化する観光客のニーズにあわせた観光メニューの提供に努めます。

また、インバウンド対策の充実や観光情報発信の強化などにより、国内外からの観光客や交流人口の増加を図るとともに、観光振興から移住・定住の促進につなげていくことを目指します。

さらに、これらの観光に関する様々な取組の包括的なマネジメントに向けて、本市におけるDMO^{注10}の確立を目指します。

注10 DMO (Destination Marketing Organization) : 「観光地経営」の視点に立った観光地域づくりに向けて、マーケティングに基づく観光戦略の策定・推進、地域内の幅広い関係者との合意形成など、観光事業のマネジメントを担う組織及び機能のこと。

施策の大綱1-2 商工業の振興



地場産業の振興や企業誘致、**留置**の推進、創業の支援により、地域産業の活性化を目指します。また、市民生活に密着した店づくりや魅力ある商店街づくりのための環境整備を図り、地域の特性を活かした商店街の活性化に努めます。

さらに、商工業・農林水産業・観光業の多分野連携により、「おおずブランド」商品の開発を促進するとともに、マーケティング力の向上や物流機能・**情報発信力**の強化などにより、**事業者個々の生産力や販売力の向上を支援しながら**「おおずブランド」を全国展開する仕組みづくりに努め、地域産業全体の活性化を目指します。

これらの取組を通じて、雇用の安定化、就業機会の確保、就労環境の改善などに努めることにより、**若者にとって定住の場として選ばれるまちづくり推進**につなげていきます。

施策の大綱1-3 観光業の振興



地域の歴史、文化、自然、風土など本市の地域固有の資源が持つ魅力を磨き上げ、利活用、プロモーション活動の推進を図ることで、多様化する観光客のニーズにあわせた観光メニューの提供に努めます。

また、**アフターコロナを見据えながら**、インバウンド対策の充実や観光情報発信の強化などにより、国内外からの観光客や交流人口の増加を図るとともに、観光振興から移住・定住の促進につなげていくことを目指します。

さらに、**各関係機関との連携を強化し観光地としてのマネジメント力を高めることで、持続可能な観光まちづくりを進めます。**

基本目標2：安心きらめくまちづくり

保健・医療・福祉の充実や地域における支えあいにより、だれもが生きがいを持ち、安心して健やかに暮らせるまちを目指します。

施策の大綱	施策
2-1 保健・医療の充実	6 健康づくりの推進 7 地域医療体制の充実
2-2 福祉の充実	8 地域福祉の充実 9 子ども・子育て支援の充実 10 障がい者福祉の充実 11 高齢者福祉の充実

施策の大綱2-1 保健・医療の充実

保健・医療に関する各種サービスの充実や市民の健康づくり活動の促進により、病気の発症予防・早期発見・早期治療に努めます。

また、「かかりつけ医」による初期医療の充実や質の高い医療サービスの提供、地域医療連携により、医療体制の強化を図ります。

これらにより、健康づくりに関する市民一人一人の意識高揚を図り、市民みんなで健康づくりに取り組んでいきます。

基本目標2：安心きらめくまちづくり

保健・医療・福祉の充実や地域における支えあいにより、だれもが生きがいを持ち、安心して健やかに暮らせるまちを目指します。

施策の大綱	施策
2-1 保健・医療の充実	6 健康づくりの推進 7 地域医療体制の充実
2-2 福祉の充実	8 地域福祉の充実 9 子ども・子育て支援の充実 10 障がい者福祉の充実 11 高齢者福祉の充実

施策の大綱2-1 保健・医療の充実



保健・医療に関する各種サービスの充実や市民の健康づくり活動の促進により、病気の発症予防・早期発見・早期治療に努めます。

また、「かかりつけ医」による初期医療の充実や質の高い医療サービスの提供、地域医療連携により、医療体制の強化を図ります。

これらにより、健康づくりに関する市民一人一人の意識高揚を図り、市民みんなで健康づくりに取り組んでいきます。

施策の大綱2-2 福祉の充実

子育て支援から障がい者福祉、高齢者福祉まで、様々な福祉の充実に向けて、情報発信や相談体制を強化するとともに、若い世代などの出会いから結婚・出産までの支援と多様な保育サービスの充実、障がい福祉サービスや介護サービスの充実などに努めます。

また、だれもが住み慣れた地域で自立して暮らし続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築を目指すとともに、福祉施設の充実や公共施設の総合的なバリアフリー化などによるユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。

これらを通じて、市民一人一人が互いに支えあいながら、誇りを持って暮らし続けることができる社会の実現を目指します。

施策の大綱2-2 福祉の充実



子育て支援から障がい者福祉、高齢者福祉まで、様々な福祉の充実に向けて、情報発信や相談体制を強化するとともに、若い世代などの出会いから結婚・出産までの支援と多様な保育サービスの充実、障がい福祉サービスや介護サービスの充実などに努めます。

また、だれもが住み慣れた地域で自立して暮らし続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築を目指すとともに、福祉施設の充実や公共施設の総合的なバリアフリー化などによるユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。

これらを通じて、市民一人一人が互いに支えあいながら、誇りを持って暮らし続けることができる社会の実現を目指します。

基本目標3：文化きらめくまちづくり

社会全体でふるさとへの誇りと愛着を持つ子どもたちを育み、市民がたゆまぬ学びの中で絆を深めていくことで、だれもが地域社会の一員として活躍し続けるまちを目指します。

施策の大綱	施策
3-1 教育の振興	12 就学前教育の充実 13 学校教育の充実 14 社会教育の充実
3-2 文化・芸術・スポーツの振興	15 文化・芸術・スポーツの振興

施策の大綱3-1 教育の振興

確かな学力・豊かな心・健やかな体の育成に努め、個性を生かし可能性を伸ばす教育を推進するとともに、郷土の歴史や国際社会との関わりを学ぶ機会を充実し、郷土を愛する心と世界で活躍できる国際感覚豊かな人材の育成を図ります。

また、学校・家庭・地域が連携して協力し、今日が楽しく、明日が待ち遠しい学校づくりに取り組むとともに、教育施設の耐震化をはじめとする計画的な施設整備を推進し、市民が安全で安心して学べる教育環境の確保を図ります。

さらに、あらゆる世代の人がそれぞれのライフスタイルにあわせて主体的に学ぶことができるよう、多様な学習機会や情報を提供するとともに、幅広い世代の交流や地域活動を通じてリーダーとなる人材の育成や地域の活性化を図ります。

基本目標3：文化きらめくまちづくり

社会全体でふるさとへの誇りと愛着を持つ子どもたちを育み、市民がたゆまぬ学びの中で絆を深めていくことで、だれもが地域社会の一員として活躍し続けるまちを目指します。

施策の大綱	施策
3-1 教育の振興	12 就学前教育の充実 13 学校教育の充実 14 社会教育の充実
3-2 文化・芸術・スポーツの振興	15 文化・芸術・スポーツの振興

施策の大綱3-1 教育の振興



確かな学力・豊かな心・健やかな体の育成に努め、ICT機器の特長を生かしながら、個性と可能性を伸ばす教育を推進するとともに、郷土の歴史や国際社会との関わりを学ぶ機会を充実し、郷土を愛する心と世界で活躍できる国際感覚豊かで、SDGsの趣旨を理解し実践できる人材の育成を図ります。

また、学校・家庭・地域が連携して協力し、今日が楽しく、明日が待ち遠しい学校づくりに取り組むとともに、教育施設の長寿命化対策をはじめ教育環境の整備を計画的に推進し、市民が安全で安心して学べる教育環境の確保を図ります。

さらに、あらゆる世代の人がそれぞれのライフスタイルにあわせて主体的に学ぶことができるよう、多様な学習機会や情報を提供するとともに、幅広い世代の交流や地域活動を通じてリーダーとなる人材の育成や地域課題の解決を図ります。

施策の大綱3-2 文化・芸術・スポーツの振興

本市の歴史や風土の中で育んできた文化や文化財、芸術を受け継ぎ、伝承していくとともに、その魅力を発信・活用し、文化・芸術に親しむ機会の創出や地域文化の創造につなげていきます。

また、スポーツイベントやスポーツ施設の充実に努めるとともに、生涯にわたりスポーツに親しむ機会を提供し、市民の心身の健康維持・向上を図ります。

これらの取組を通じて、歴史や文化、スポーツを活かした個性ある地域づくりを目指します。

施策の大綱3-2 文化・芸術・スポーツの振興



本市の歴史や風土の中で育んできた文化や文化財、芸術を受け継ぎ、伝承していくとともに、その魅力を発信・活用し、文化・芸術に親しむ機会の創出や地域文化の創造につなげていきます。

また、スポーツイベントやスポーツ施設の充実に努めるとともに、生涯にわたりスポーツに親しむ機会を提供し、**健康寿命の延伸に取り組むことにより**市民の心身の健康維持・向上を図ります。

これらの取組を通じて、歴史や文化、スポーツを活かした個性ある地域づくりを目指します。

基本目標4：快適きらめくまちづくり

移住・定住の促進や生活基盤の整備、防災など生活安全の確保により、快適に住み続けることができるまちを目指します。

施策の大綱	施策
4-1 生活環境の整備	16 市街地・集落の整備
	17 交通・情報基盤の整備
	18 定住環境の整備
4-2 生活安全の確保	19 生活安全の確保

施策の大綱4-1 生活環境の整備

住宅地や道路・公共交通、情報通信網、公園、河川・海岸、上下水道などの市民生活を支えるインフラ整備の充実により、良好な生活環境の形成を図るとともに、本市の知名度向上に努め、若者などの移住・定住につなげていきます。

また、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方のもと、中心市街地の計画的な整備や各地域拠点の機能充実、中山間地における小さな拠点の形成などを図るとともに、地域公共交通網や情報通信基盤の充実などにより、人口減少時代に対応できる都市づくり・集落づくりを目指します。

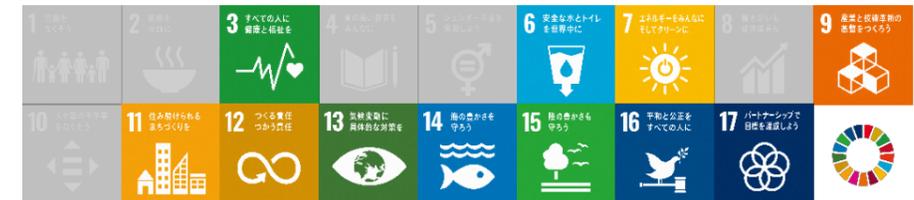
さらに、歴史的景観や集落景観の保全と市民との協働による景観づくり活動の促進により、美しく住みよい定住環境の整備を図ります。

基本目標4：快適きらめくまちづくり

移住・定住の促進や生活基盤の整備、防災など生活安全の確保により、快適に住み続けることができるまちを目指します。

施策の大綱	施策
4-1 生活環境の整備	16 市街地・集落の整備
	17 交通・情報基盤の整備
	18 定住環境の整備
4-2 生活安全の確保	19 生活安全の確保

施策の大綱4-1 生活環境の整備



住宅地や道路・公共交通、情報通信網、公園、河川・海岸、上下水道などの市民生活を支えるインフラ整備の充実により、良好な生活環境の形成を図るとともに、本市の**魅力発信**に努め、若者などの移住・定住につなげていきます。

また、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方のもと、中心市街地の計画的な整備や各地域拠点の機能充実、中山間地における小さな拠点の形成などを図るとともに、地域公共交通網や情報通信基盤の充実などにより、人口減少時代に対応できる都市づくり・集落づくりを目指します。

さらに、歴史的景観や集落景観の保全と市民との協働による景観づくり活動の促進により、美しく住みよい定住環境の整備を図ります。

施策の大綱4-2 生活安全の確保

市民の生命と財産を守るため、水害や大規模地震などに対応する防災・減災対策の充実を図るとともに、自主防災組織の活動支援や人材育成を通じて、市民一人一人の防災意識の啓発に努めることにより、災害に強いまちづくりを目指します。

また、市民の交通安全や防犯意識の高揚を図り、交通事故や犯罪被害、消費者被害の無い安全な地域社会の実現を目指します。

施策の大綱4-2 生活安全の確保



市民の生命と財産を守るため、水害や大規模地震などに対応する防災・減災対策の充実を図るとともに、平成30年7月豪雨災害からの復興に向けた、生活基盤、経済・産業の早期再生に向けた取組の強化や自主防災組織の活動支援、人材育成を通じて、市民一人一人の防災意識の啓発に努めることにより、災害に強いまちづくりを目指します。

また、市民の交通安全や防犯意識の高揚を図り、交通事故や犯罪被害、消費者被害の無い安全な地域社会の実現を目指します。

基本目標5 自然きらめくまちづくり

長い年月を経て育まれてきた豊かで美しい自然とその景観を保全し、だれもが自然に親しみ、自然と共存するまちを目指します。

施策の大綱	施策
5-1 自然の保全と活用	20 自然の保全と活用
5-2 地球環境の保全と環境衛生の推進	21 地球環境の保全
	22 環境保全・衛生の推進

施策の大綱5-1 自然の保全と活用

肱川とその支流や鹿野川湖、伊予灘の海岸線、豊富な森林や田畑など、水と緑の豊かな自然の保全に努めるとともに、自然の持つ多面的な機能の維持・強化や美しい自然景観の魅力の向上を図ります。

また、自然やそこに生息する動植物を活用した学習活動の充実、アウトドア活動の活性化やレクリエーション機能の向上などにより、自然の中で学び、楽しむ機会を創出します。

これらの取組を通じて、自然の保全と活用に関する市民意識の高揚や郷土愛の醸成を図ります。

施策の大綱5-2 地球環境の保全と環境衛生の推進

市が率先して省エネルギー化の推進や再生可能エネルギーの活用を図るとともに、市民・事業者への普及啓発により、低炭素社会の形成を目指します。

また、市民一人一人の身近な環境保全に向けた活動を促進するとともに、地球環境の保全に向けて、地球温暖化問題やごみ問題、公害問題などを対象とした環境教育を実施します。あわせて、市民や事業者・関係団体の意識啓発を図るとともに、これらの各主体と連携した取組を推進します。

基本目標5 自然きらめくまちづくり

長い年月を経て育まれてきた豊かで美しい自然とその景観を保全し、だれもが自然に親しみ、自然と共存するまちを目指します。

施策の大綱	施策
5-1 自然の保全と活用	20 自然の保全と活用
5-2 地球環境の保全と環境衛生の推進	21 地球環境の保全
	22 環境保全・衛生の推進

施策の大綱5-1 自然の保全と活用



肱川とその支流や鹿野川湖、伊予灘の海岸線、豊富な森林や田畑など、水と緑の豊かな自然の保全に努めるとともに、自然の持つ多面的な機能の維持・強化や美しい自然景観の魅力の向上を図ります。

また、自然やそこに生息する動植物を活用した学習活動の充実、アウトドア活動の活性化やレクリエーション機能の向上などにより、自然の中で学び、楽しむ機会を創出します。

これらの取組を通じて、自然の保全と活用に関する市民意識の高揚や郷土愛の醸成を図ります。

施策の大綱5-2 地球環境の保全と環境衛生の推進



市が率先して省エネルギー化の推進や再生可能エネルギーの活用を図るとともに、市民・事業者への普及啓発により、低炭素社会の形成を目指します。

また、市民一人一人の身近な環境保全に向けた活動を促進するとともに、地球環境の保全に向けて、地球温暖化問題やごみ問題、公害問題などを対象とした環境教育を実施します。あわせて、市民や事業者・関係団体の意識啓発を図るとともに、これらの各主体と連携した取組を推進します。

基本目標6：人々きらめくまちづくり

市民主体のまちづくりの推進や地域活動の活性化を図り、市民・団体・事業者・行政などの協働により、みんなが支えあい活気あふれるまちを目指します。

施策の大綱	施策
6-1 市民参加・交流の促進	23 協働のまちづくり 24 人権尊重のまちづくり 25 国内交流・国際交流の推進
6-2 行財政の健全化	26 行財政の健全化

施策の大綱6-1 市民参加・交流の促進

行政情報の公開や政策形成機会への市民参加の促進、市民活動・地域活動への支援などにより、地域を支える多様な主体の自立と協働によるまちづくりを推進します。

また、全ての市民が地域を支える主体としていきいきと暮らすことができるよう、人権尊重と男女共同参画の推進を図ります。

さらに、活気あふれるまちづくりに向けて、市内各地の地域間交流、国内交流を促すとともに、国際交流の促進による多文化共生社会の実現を目指します。

基本目標6：人々きらめくまちづくり

市民主体のまちづくりの推進や地域活動の活性化を図り、市民・団体・事業者・行政などの**共創**により、みんなが支えあい活気あふれるまちを目指します。

施策の大綱	施策
6-1 市民参加・交流の促進	23 共創 のまちづくり 24 人権尊重のまちづくり 25 国内交流・国際交流の推進
6-2 行財政の健全化	26 行財政の健全化
6-3 DXの推進	27 DXの推進

施策の大綱6-1 市民参加・交流の促進



積極的な行政情報の公開や政策形成機会への市民参加の促進、市民活動・地域活動への支援などにより、地域を支える多様な主体の自立と**共創**によるまちづくりを推進します。

また、全ての市民が地域を支える主体としていきいきと暮らすことができるよう、人権尊重と男女共同参画の推進を図ります。

さらに、活気あふれるまちづくりに向けて、市内各地の地域間交流、国内交流を促すとともに、国際交流の促進による多文化共生社会の実現を目指します。

施策の大綱6-2 行財政の健全化

本市が将来にわたって活力を持ち、きらめき続けることができるように、今後大きな負担となり得る公共施設などの最適化と適正な管理や自主財源の確保、広域連携の推進などにより、計画的な行財政運営に努めます。

また、多様化・高度化する市民ニーズを的確に捉えながら、市民の視点に立った成果重視の行政への転換を図るとともに、事務事業の見直し、行政組織の再編など積極的な行財政改革を推進していきます。

施策の大綱6-2 行財政の健全化



本市が将来にわたって活力を持ち、きらめき続けることができるように、今後大きな負担となり得る公共施設などの最適化と適正な管理や自主財源の確保、広域連携の推進などにより、計画的な行財政運営に努めます。

また、多様化・高度化する市民ニーズを的確に捉えながら、市民の視点に立った成果重視の行政への転換を図るとともに、事務事業の見直し、行政組織の再編など積極的な行財政改革を推進していきます。

施策の大綱6-3 DXの推進



行政の効率化や市民生活の質の向上、地域経済の活性化など、様々な分野において、地域が一丸となった、誰一人取り残さないDXの推進に取り組みます。